

2. フォローアップ都市

(1) 岩見沢市

■「都市再生整備推進法人指定の可能性」

(株)振興いわみさわが候補と考えられる。市として都市再生整備推進法人の指定に向けた準備を始めている。現在、認定中活計画の計画期間を1年延長し、中心市街地活性化に関する事業の効果検証と今後の実施すべき事業等を検討中であり、この方針が固まった段階で、法人指定に取り組むものと考えられている。

■「道路占用許可特例の活用可能性」

(株)振興いわみさわは、当初は、年間数日、道路上で実施されるお祭りに係る警察協議の簡略化を目的として都市再生整備推進法人の指定を目指し、制度の概要を把握した段階であり、法人指定された後の団体として実施していく施策について、検討に着手している。

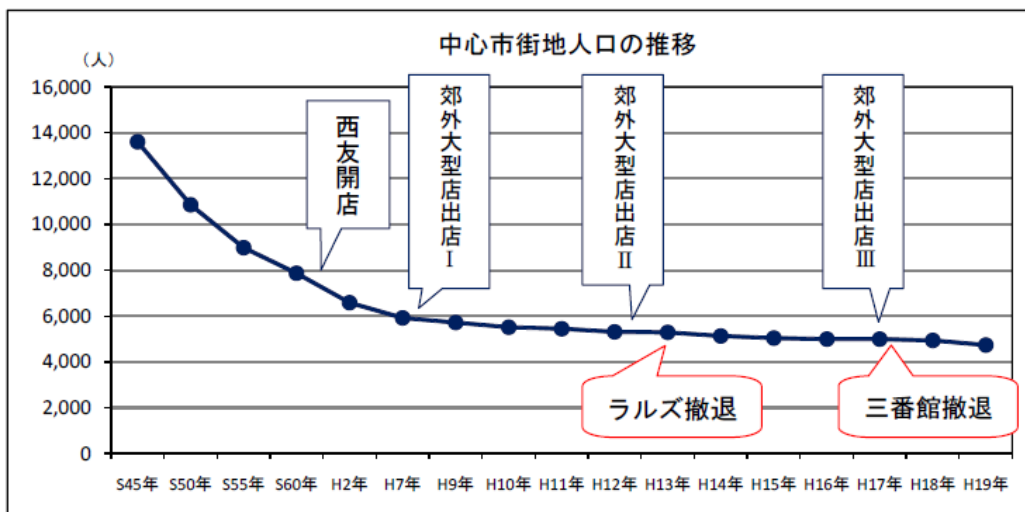
1) まちづくりに関する取組の概要

①岩見沢市の抱える課題

岩見沢市は札幌市から東方約40kmに位置し、人口はおよそ9万人である。かつては空知炭鉱地域の商業、行政、教育の中心地として発達してきたが、1970年代以降、炭鉱の相次ぐ閉山に伴い、中心市街地の人口は1970年から平成17年までの35年間で37%にまで減少した。商業業務集積地区における減少は更に顕著で、35年間で27%にまで落ち込んでいる。高齢化も進行しており、商業業務集積地区の平成17年の高齢化率はおよそ33%である。

また、平成12年以降、郊外部への大規模小売店舗の立地が進み（平成19年時点で16店舗、延べ床面積およそ99,700㎡）、これに伴い、商業業務集積地区の空き店舗・空き地が増加している。平成14年に47件だった空き店舗は平成19年には89件と2倍近くまで増え、中心市街地に3店舗あった大規模小売店舗も平成13年、平成17年、平成21年に相次いで撤退している。

図表 中心市街地の人口推移と大規模店舗の出店・撤退状況



出所) 岩見沢市中心市街地活性化基本計画(平成23年7月)

②岩見沢市の中心市街地活性化に関する取り組み

岩見沢市は、平成 11 年に中心市街地活性化基本計画を策定し、また、平成 12 年 4 月に岩見沢市中心市街地商業活性化 TMO 構想を策定し、TMO である岩見沢商工会議所を中心として、コミュニティ FM 活用事業、空き店舗家賃補助事業、チャレンジショップ事業、ポイントカード事業、ホームページ活用事業、テナントミックス計画策定事業に取り組んできた。

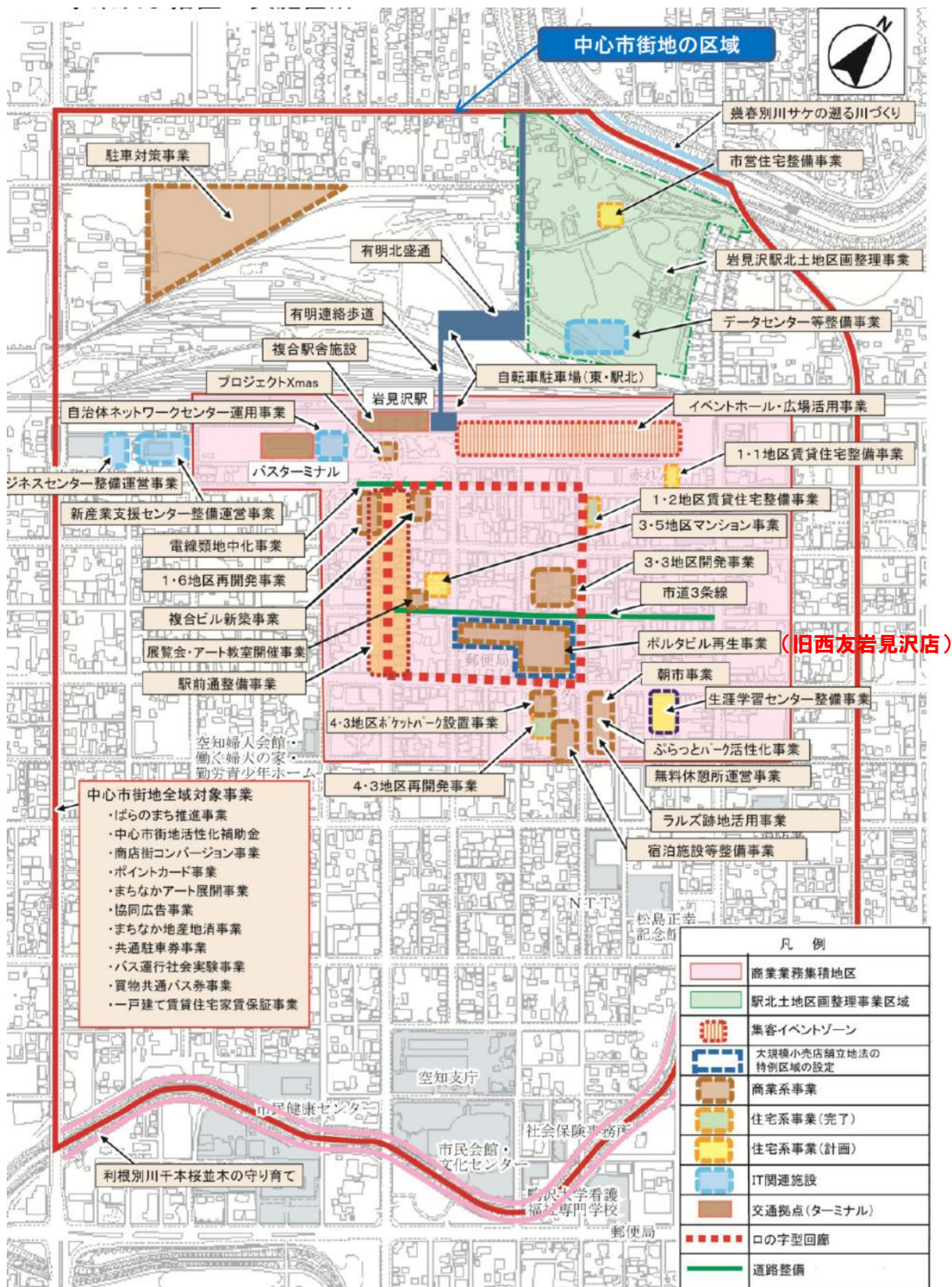
また、市は、中心市街地再生事業補助金制度を創設し、商業者が自ら中心市街地の活性化に取り組む事業の支援を行っている。例えば、撤退した商業施設ラルズの跡地に、来街者が気軽に休憩できる無料休憩所とイベント広場「ぷらっとパーク」が整備され、さまざまなイベントが開催されている。

以下に、各種補助金を活用した事業の概要を示す。

事業名	事業内容	活用補助事業	実施期間
ポルタビル再生事業	市がポルタビルを購入し、改修工事（駐車場と結ぶ通路のバリアフリー化、商業（5 階は除く）及び業務部分の内装改修、消防防災設備・外壁・屋上防水・機械設備・電気設備・トイレ等の改修、駐車場の駐車スペースの拡充等）を実施。	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	平成 23 年度～平成 24 年度
ラルズ跡地活用事業	ラルズ跡地の空き地を活用して、対面式のこだわり商店が集めた共同店舗、無料休憩所、ユニバーサルトイレ、カフェや駐車場を整備し、広場においてイベントを定期的に開催する。また協同広告やフリーペーパーの発行を商業者や学生と連携して行うことによって、多様な人が中心市街地を訪れ、また、起業できる仕組みづくりの構築。	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金	平成 21 年度～平成 22 年度
商店街コンバージョン事業	（株）コンパクトシティ（H20）、マチ住まい倶楽部実行委員会（H21～）が実施主体となって家賃引き下げの協力を得た空き店舗の改修を行うことによって、新規開業者や中心市街地で新たに店舗を出す方に低家賃で貸し出し。小売店、飲食店等の店舗のほか、北海道教育大学の学生や高齢者を対象とした施設、地域情報の発信拠点などへのリニューアルを実施。	中心市街地活性化ソフト事業、岩見沢市中心市街地活性化補助金	平成 20 年度～
朝市事業	地元で生産された農産物（野菜・果物・花卉）を中心に、岩見沢の特産品等を、中心市街地で販売を行う取り組みを岩見沢商工会議所・商業者・農協等で構成された実行委員会が実施。	中心市街地活性化ソフト事業、岩見沢市中心市街地活性化補助金	平成 19 年度～
ポイントカード事業	（株）ZAWA.com が 22 の加盟店でポイント事業を実施。	中心市街地活性化ソフト事業、岩見沢市中心市街地活性化補助金	平成 18 年度～
まちなか地産地消事業	地場農産品を活用した特産品づくりや岩見沢で採れた野菜などを使用した料理講習会の実施、飲食店と連携した料理の開発。	中心市街地活性化ソフト事業、岩見沢市中心市街地活性化補助金	平成 18 年度～
ぷらっとパーク活性化事業	ラルズ跡地の一部を整備した「ぷらっとパーク」を活用して、主に日祝祭日に、教育大学の学生やその卒業生が中心となって、（株）ZAWA.com が定期的にイベントを開催する。	中心市街地活性化ソフト事業、岩見沢市中心市街地活性化補助金	平成 17 年度～
共通駐車券事業	中心市街地内の駐車場において利用可能な駐車券を、買い物金額に応じて配布する事業を岩見沢市商店街振興組合連合会が実施。	中心市街地活性化ソフト事業、岩見沢市中心市街地活性化補助金	平成 12 年度～

出所）岩見沢市中心市街地活性化基本計画（平成 23 年）

図表 岩見沢市で取り組まれてきた各種事業



出所) 岩見沢市中心市街地活性化基本計画 (平成 23 年 7 月)

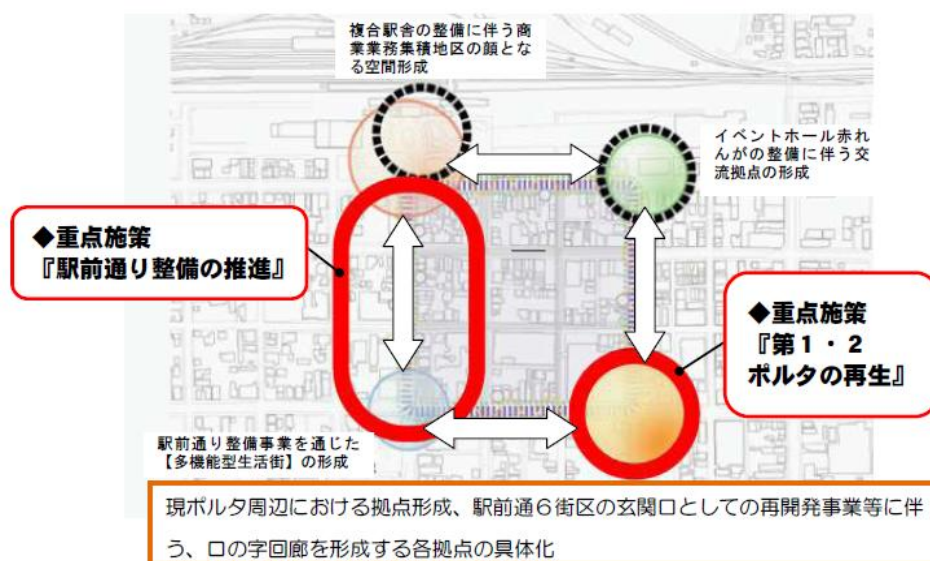
③中心市街地活性化の取組が直面する課題

市が平成 22 年にとりまとめた「中心市街地商業業務集積地区活性化ビジョン」¹では、市の中心市街地活性化における課題として、事業間の連携が不十分であったことが挙げられ、今後は事業間の連携強化を図りつつ、まち全体を意識し事業を進めることが重要であり、事業展開を支えるものとしてエリアマネジメントが必要であると指摘されている。

同ビジョンでは、地区におけるエリアマネジメントの展開を通じてコミュニティ活動のネットワーク化や商店街等の既存ストックの強化・充実等を図るまちづくりを推進し、まちなかにあるハードの有効活用を推進することが方向性として示されている。

具体的には、次図のように中心市街地に口の字回廊を設定し、回廊を形成する 4 つの拠点整備を実現するとしている。拠点の 1 つとされるポルタビル（旧西友岩見沢店）は、中心市街地の中央部に位置し、中心市街地の賑わい創出にとって非常に重要であることから、市が第 1・2 ポルタビルを購入し、管理運営を民間企業である振興いわみざわが担うことで、ポルタビルの再生を図るとしている。

図表 「中心市街地商業業務集積地区活性化ビジョン」（平成 22 年度）に示される
今後の中心市街地整備の方向性



出所) 中心市街地商業業務集積地区活性化ビジョン (概要版) 平成 22 年

②制度活用に向けた検討の状況

岩見沢市・株式会社振興いわみざわ両者が参画した調整会議を設置し、意見交換を実施した。その中で、岩見沢市としては、都市再生整備推進法人の指定に向け、準備を進める意向があることが確認された。また、株式会社振興いわみざわは、道路占用の許可特例を活用し、道路空間でのイベント(お祭り)の実施を想定していたが、年に一度の開催であることから、これまでの許可申請の方が有効であることがわかり、今後、都市再生整備推進法人の指定を踏まえ、新たに実施すべき内容を検討することとなった。

¹中心市街地商業業務集積地区活性化ビジョン (概要版) 平成 22 年 11 月

その後、認定中活計画(当初は、平成 24 年度まで)が 1 年延長になることになり、この延長期間の中で、今後中心市街地活性化に向けて必要となる取り組み・実施主体等を検討することに市の方針が変更となった。

平成 25 年度の市の検討状況を踏まえ、再度来年以降、都市再生整備推進法人の指定および道路占用の特例許可活用の対象として注視していく地区と言える。

(2) 大阪市うめきた地区

■「都市再生整備推進法人指定の可能性」

地区内の開発事業者共同で、エリアマネジメント組織「一般社団法人グランフロント大阪 TMO」が平成 24 年 5 月に設立された。エリアマネジメントとしては、「交通マネジメント」と「公共空間マネジメント」の実施が想定されている。都市再生整備推進法人指定に向けた検討が期待される。

■「道路占用許可特例の活用」

平成 24 年 10 月、うめきた先行開発地区の都市再生整備計画が策定・公表された。

地区の骨格をなす「シンボル軸」「にぎわい軸」において、11mの広幅員歩道を活かし、道路占用許可特例を活用した広告・オープンカフェの設置が位置づけられた。

また、同年 11 月には、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 62 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、工業学校表通線（にぎわい軸）及び九条梅田線（シンボル軸）の一部が特例道路占用区域として指定された。

1) まちづくりに関する取組の概要

JR 大阪駅の北側に広がる旧梅田貨物駅跡地（約 24ha ; 「うめきた」地区と呼称）は、大阪駅に隣接する地の利を活かし、大規模な再開発が進められている。

平成 16 年に、関西の産学官で構成する「大阪駅北地区まちづくり推進協議会」（会長：大阪市長、座長：関西経済連合会会長）により、まちづくりの基本方針となる「大阪駅北地区まちづくり基本計画」が策定され、広幅員歩道を活用した空間形成の方針、公民連携による一体的なまちの管理運営といったまちづくりの方向性が打ち出された。

平成 17 年に地区東側の先行開発区域（約 7ha）において土地区画整理事業による道路等の基盤整備が開始され、平成 18 年に開発事業者が決定、平成 20 年には都市再生特別地区等の都市計画決定が行われた。現在、平成 25 年春のまちびらきを目指して開発が進められている。（先行開発区域以外のⅡ期地区に関しては、現在土地利用の見直し検討が進められている。）

図表 うめきた地区の全体像

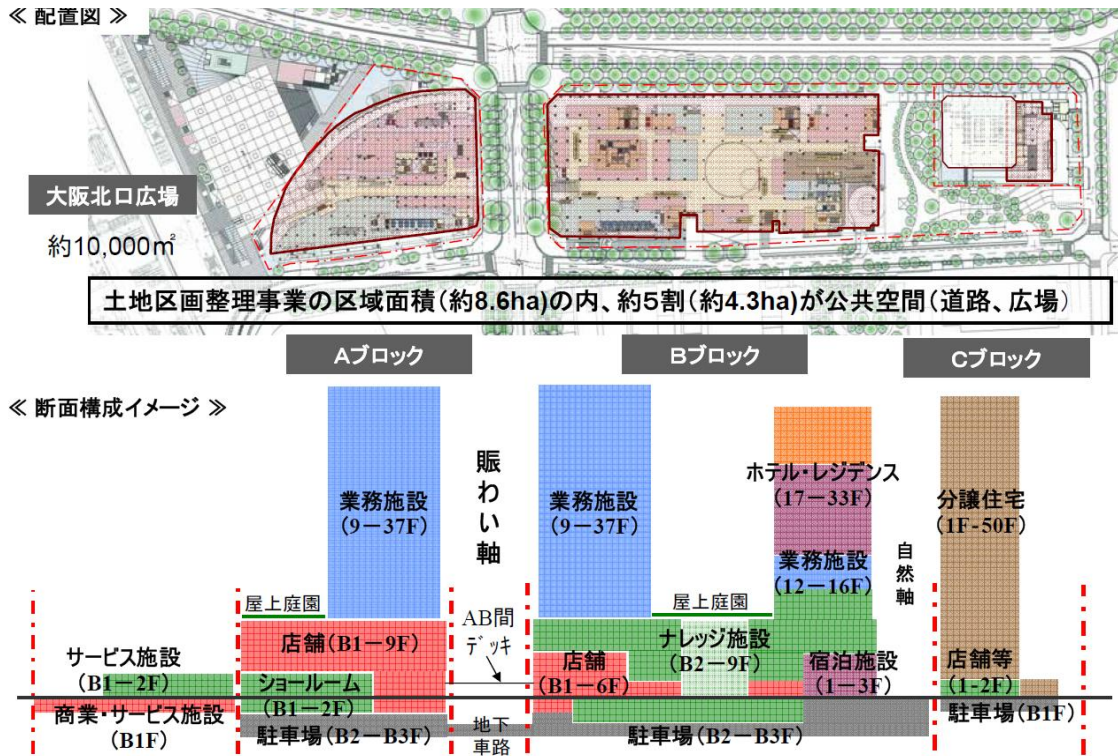


出所)「大阪駅北地区まちづくり基本計画」平成16年7月

うめきた地区の開発は、地区中央の南北通り「シンボル軸」と、地区中央の東西通り「にぎわい軸」を骨格として計画されている。「シンボル軸」については、歩道や敷地内オープンスペースにイチョウ並木・親水空間等を整備、また、「にぎわい軸」はケヤキ並木とし、通りに面して商業施設等を配置することにより、にぎわいのある空間として整備することになっている。

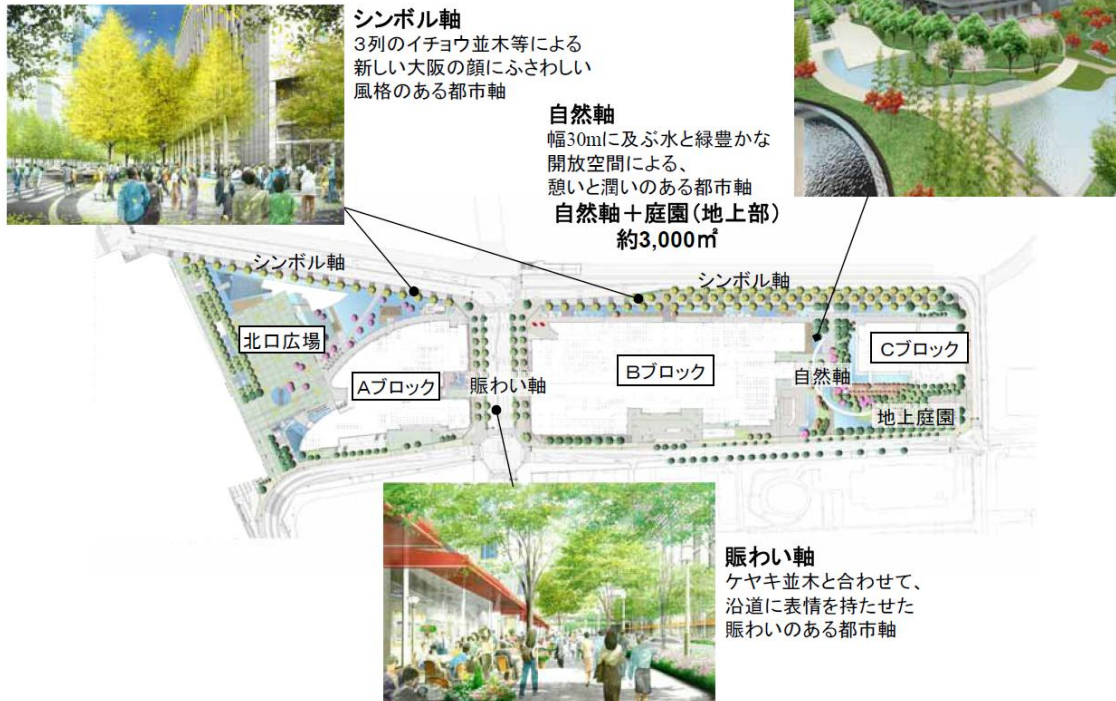
「シンボル軸」「にぎわい軸」においては、11mの広幅員歩道が整備されるため、魅力ある景観形成と回遊性の向上に向けて、にぎわいのある快適な歩行者空間の充実が求められている。あわせて、まちびらき後は、多くの来訪者が見込まれるため、分かりやすい案内誘導や利便性の向上などに資する情報発信機能の充実が求められている。

図表 先行開発区域の開発イメージ



図表 先行開発区域における「緑のネットワーク」のイメージ

緑豊かな都市軸による、風格、賑わい、憩いのある空間づくり



出所) 上記2図とも、第9回大阪駅北地区まちづくり推進協議会
会議資料 1-2「大阪駅北地区先行開発区域プロジェクトの建築計画等について」(平成21年7月14日)

2) 制度活用に向けた検討の状況

①道路占用の許可特例の活用

平成 24 年 10 月、うめきた先行開発地区の都市再生整備計画が策定・公表された。

地区の骨格をなす「シンボル軸」「にぎわい軸」において、11mの広幅員歩道を活かし、道路占用許可特例を活用した広告・オープンカフェの設置が位置づけられている。

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	大阪府	市町村名	大阪市	地区名	うめきた先行開発地区	面積	6.8 ha
計画期間	平成 25 年度 ~ 平成 29 年度	交付期間	平成 29 年度 ~ 平成 33 年度	年度	年度	年度	年度
目標	<p>大目標：エリアブランドの創出をめざし、公民連携による公共空間の整備・管理・活用を図る</p> <p>目標1：良好な都市景観の形成 目標2：車やかで賑わいのある歩行者空間の創出 目標3：歩行者・自動車交通の円滑化 目標4：安心・安全な都市環境の整備</p>						
目標設定の根拠	<p>まちづくりの経緯及び現状 一日の乗降客数が約250万人と西日本最大の交通ターミナルである大阪駅周辺において、JRR大阪駅の北側に広がる約24haのうめきた（大阪駅北地区）は、関西圏後の一等地と呼ばれ、大阪はもとより関西の都市再生をリードする新しい拠点となることが期待されている。 そのため、関西の産官で構成する「大阪駅北地区まちづくり推進協議会」での議論を踏まえ、平成16年にまちづくりの基本方針となる「大阪駅北地区まちづくり基本計画」をとりまとめ、平成17年度から地区東側の先行開発区域（約6.8ha）において、土地企画整理事業により道路等の基礎整備が進められている。 また、平成18年に開発事業者が決定し、平成20年に「都市再生特別地区」等の都市計画決定を行い、平成25年度のまちびらきをめざして開発が進められている。 うめきた地区内の空間整備にあたっては、全体にわたって、ゆとりゆかしく、一体的でより質の高い公共空間・公共的空間の形成を図ることとしており、公民連携による、一体的でより質の高い公共空間・公共的空間の形成を行うこととしている。 地区中央の南北通り「シンボル軸」については、歩道や敷地内オープンスペースに豊かな緑を確保するとともに、地区中央の東西通り「にぎわい軸」ではケヤキ並木とし、通り面に商業施設等を配置することによって、これらの都市空間を、開発事業者が設立したエリアマネジメント組織「一般社団法人グランフロント大阪TMO」により、将来にわたって地区全体の一体的な維持管理（清掃、点検・補修、巡回等）を行い、良好な都市環境を形成する。 また、まちの「にぎわい軸」創出のため、一般社団法人グランフロント大阪TMOにより、これらの都市空間を活用し、その収益を都市空間の維持管理費の一部に還元する。</p> <p>課題 うめきた地区の骨格となる「シンボル軸」「にぎわい軸」においては、11mの広幅員歩道が整備される為、魅力ある景観形成と回遊性の向上に向けて、「にぎわいのある快適な歩行者空間の充実が求められている。 併せて平成25年度のまちびらきに伴い、来訪者の増加が見込まれる為、分かりやすい案内誘導や利便性の向上などに資する情報発信機能の充実が求められている。</p> <p>将来ビジョン（中長期） 大阪駅北地区まちづくり基本計画（平成16年度策定） 【目標1（良好な都市景観の形成）に関連する事項】 ・景観：水以外のサイン・ストリートファニチャー、等についても公共空間と民間動地内の外部空間、建築空間が連携して整備し、魅力あるまちの形成を図ります。 ・大阪の顔である当地区は、魅力ある景観形成に向け、建築物や広告物、案内サイン、パブリックアート等の形態、意匠、材質、色彩等については、街区単位あるいはまち全体で共通するコミュニケーションプランづくり、ルールづくりはきわめて重要な要素の一つです。まち全体で秩序ある色彩の使用範囲をつくり守るなどにより、まちのまとまり感を高め、魅力向上に資する景観形成をめざします。 ・24時間多の人が集う、活気に満ちたまちにふさわしい演出として、水と緑の重なりとなり、季節やイベントにも対応したイルミネーション等による光のアートや事業者の協力による建物自体のライトアップ、ショーウィンドーの照明の工夫など、夜間景観の創出にも取り組めます。 【目標2（車やかで賑わいのある歩行者空間の創出）に関連する事項】 ・広幅員の歩道空間を活用し、カフェや屋外キャラオケなど各種施設により親密な歩行者空間の創出を図ります。 【目標3（歩行者・自動車交通の円滑化）に関連する事項】 ・初めて当地区を訪れた人や外国からの来訪者でも、迷わずに目的地に到着できるよう、最新のIT技術を活用した情報提供システムや大阪駅周辺を含めた共通のサインシステムを導入し、管理者が算定する歩行者空間の確保、水と緑あふれる案内情報を提供します。 ・道路と駅前後退部の空間形成にあたっては、高齢者や障がい者等あらゆる人々が楽しく、そして円滑に移動できるように配慮し、適切な歩道・たまり空間を創出します。 ・歩行者空間が安全かつ快適にまちでの活動を楽しむことができるように、バリアフリーへの配慮やユニバーサルデザインへの導入などを図るとともに、広幅員歩道の整備、沿道建築物のセットバック等により歩行者空間の確保、水と緑あふれるアメニティ豊かな歩行者空間の創出を図ります。 ・民間事業者が担える限り駐車場の共同による、地下連絡通路の確保による歩行者空間の確保、沿道建築物のセットバック等により歩行者空間の確保、水と緑あふれるアメニティ豊かな歩行者空間の創出を図ります。 【目標4（安心・安全な都市環境の整備）に関連する事項】 ・当地区では、子供から老人まで、また、世界から訪れた人々など誰もが24時間安心して活動できる安心・安全なまちづくりに取り組めます。 ・最先端の技術やシステムを導入し、地区独自のセキュリティ強化をめざします。 ・当地区では、子供から老人まで、また、世界から訪れた人々など誰もが24時間安心して活動できる安心・安全なまちづくりに取り組めます。 ・最先端の技術やシステムを導入し、地区独自のセキュリティ強化をめざします。 ・当地区では、子供から老人まで、また、世界から訪れた人々など誰もが24時間安心して活動できる安心・安全なまちづくりに取り組めます。</p>						
指標	指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性			
歩行者交通量	人/12時間	道路占用許可特例の対象となる歩道の歩行者交通量を実測	歩行者交通量が増加する。	従前値	基準年度 H25年度	目標年度 H29年度	従前値の10%増
歩行者空間の魅力度	%	歩行者空間が魅力的であると感じる人の割合（アンケート）	良好な都市景観や賑わい創出、安心・安全な歩行者空間の整備により、歩行者空間の魅力度が向上する。	従前値 開業後に実測	H25年度 開業後にアンケート実施	H29年度	従前値の10%増

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【良好な都市景観の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち全体で統一感のある景観の形成 ・質の高い景観の形成 ・魅力的な夜間景観の創出 	<p>【協定制度等】 広告板・ポスター広告の設置 【協定制度等】 アツバーライトの設置</p>
<p>【華やかで賑わいのある歩行者空間の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等と歩道空間が一体となった歩行者空間の魅力的な演出 	<p>【協定制度等】 オープンカフェ(食事施設)の設置</p>
<p>【歩行者・自動車交通の円滑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の移動利便性・まちの回遊性の向上 ・自動車のアクセス、地区内移動の円滑化 	<p>【協定制度等】 自動車案内誘導サインの設置 【協定制度等】 屋外ベンチの設置</p>
<p>【安心・安全な都市環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち全体の防犯性の向上 ・災害時における防災機能の拡充 	<p>【協定制度等】 防犯カメラの設置 【協定制度等】 多機能照明柱(スマート照明柱)の設置 【協定制度等】 非常用電源コンセントの設置</p>
<p>その他</p> <p>※当地区を中心としたまちづくりの進捗状況を補足</p> <p>【開発事業者の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年2月に行われた開発事業者募集は、「大阪駅北地区まちづくり推進協議会」において、基本計画に沿ったまちづくりを実現するものとして、その実施や募集方法等について協議され、地権者である都市再生機構と鉄道・運輸機構という公的機関が主催者となり、事業企画提案方式により広く一般から開発事業者の募集が行われ、決定されている。 <p>【大阪駅北地区地区計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大阪北口広場の整備 ●大阪駅からの玄関口となる「大阪北口広場」では、水都大阪のイメージを発信する親水空間や緑を配置し、人々の交流や憩いの場となるアメニティ豊かな場として整備する。 ●回遊性の高い歩行者動線確保 ・建物内を南北に貫く「創造のみち」、西側のピロティ空間「都市回廊」をにぎわいのある空間として整備するとともに、交通混雑の緩和の観点からベデステリアアンデッキの活用などにより、周辺地域からの動線等から回遊性の高い、安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図る。 ●ゆとりと潤いのある歩行者空間の整備 ・地区北側では、「自然軸」として大規模な緑化空間を確保するとともに、各建物の基礎部屋上には緑豊かな屋上庭園を整備し、まちに潤いを与える。 <p>【当地区のエリアマネジメント組織の設置状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うめきた先行開発区域の開発事業者によるうめきた先行開発区域域プロジェクトTMO設立準備委員会の設立(平成21年9月) ・同準備委員会の活動を踏まえて、一般社団法人グランフロント大阪TMOを設立(平成24年5月) <p>【その他公民協働の取り組み事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者、うめきた先行開発区域域プロジェクトTMO設立準備委員会(現一般社団法人グランフロント大阪TMO)による梅田地区エリアマネジメント推進協議会の設立(平成22年2月) ・大阪市、うめきた先行開発区域域プロジェクトTMO設立準備委員会(現一般社団法人グランフロント大阪TMO)によるうめきた地区エリアマネジメント検討会の設立(平成23年9月) 	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業番号	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占有主体)	活用する制度			河川敷地占有許可(河川敷地占有許可準則22)
					道路占有許可特別例(都市再生特別措置法46条10項)	都市再生特別措置法46条12項	都市再生特別措置法46条13項	
1	●広告板・バナー広告の設置 ・地区中央の南北通り「シンボル軸」及び東西通り「賑わい軸」の歩道部分や壁面後退によって創出されたオーフンスペースでは、公共と民間が連携し、広告板やバナー広告などの設置を行い、適切に維持管理する。	広告板・バナー広告の設置と適切な維持管理により、良好な都市景観の形成を図る。	H25～H29	一般社団法人 グランフロント大阪TMO	○			
2	●オープンカフェ(食事施設)の設置 ・地区中央の東西通り「賑わい軸」では、広幅員の歩道空間を活用し、オープンカフェの設置など沿道の商業施設と一体となった魅力的な演出と有効活用を行う。	歩道空間の魅力的な演出と有効活用により、賑やかで賑わいのある歩行者空間を創出する。	H25～H29	一般社団法人 グランフロント大阪TMO	○			
参考								
	●自動車案内誘導サインの設置 ・地区内の駐車場の共同化や駐車場の地下連絡通路の整備による駐車場・荷捌き施設及びこれらの出入口の集約、一元的な駐車場の管理運営を行うとともに、地区全体での一体的なサイン表示により駐車場・荷捌き施設への円滑なアクセス誘導を図る。	自動車来訪者の円滑なアクセス誘導により、地区内交通が低減される。	H25～H29	一般社団法人 グランフロント大阪TMO				
	●多機能照明柱の設置 ・エリアマネジメントに資する様々な機能を一体化した多機能照明柱(スマート照明柱)を歩道内に設置する。 ・歩道照明機能を基本に、緊急時・災害時等の情報発信のためのスピードカーの他、防犯カメラ、広告板・バナー広告を一体化した施設とする。	地区の防犯・防災機能の強化により、安心・安全な都市環境の整備を図る。 道路内関連施設の集約配置により、歩行者環境の向上を図る。	H25～H29	一般社団法人 グランフロント大阪TMO				
	●防犯カメラの設置 ・地区の安全を見守る防犯カメラを、歩道内や公開空地に設置する。	防犯カメラ設置による犯罪抑止効果により、安全・安心な都市環境の整備を図る。	H25～H29	一般社団法人 グランフロント大阪TMO				
	●屋外ベンチの設置 ・来街者のための休憩や滞留のための施設として、歩道や公開空地にベンチを設置する。	高齢者等の移動支援により、歩行者の移動利便性及びまちの回遊性の向上を図る。	H25～H29	一般社団法人 グランフロント大阪TMO				
	●アップライトの設置 ・シンボル軸および「にぎわい軸」にアップライトを設置し、植栽のアップライトによる環境演出を行う。	植栽のライトアップなどの環境演出により、良好な都市景観の形成を図る。	H25～H29	一般社団法人 グランフロント大阪TMO				
	●非常用電源コンセントの設置 ・歩道の植栽軒内に、災害時等に利用可能な電源コンセントを設置する。	地区の防災性の向上を図る。	H25～H29	一般社団法人 グランフロント大阪TMO				

制度別詳細1(道路占用に関する事項)都市再生特別措置法46条10項

道路占用許可特例対象施設		制度の活用計画	
道路 占用 許可 特例 対象 施設	占用対象施設	占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
1	広告板・パナール広告 ※多機能照明柱(スマート照明柱)として、歩道照明(道路施設)、スピーカー及び防犯カメラ(通常の道路占用施設)の一体的な施設として設置	<ul style="list-style-type: none"> ■路線名:大阪駅北1号線(都市計画道路) 「賑わい軸」歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-5の区間および2-1の区間) ■路線名:大阪駅北2号線(都市計画道路) 「シンボル軸」歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-1~1-5の区間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告板・パナール広告周辺の日常清掃 ・路上違反簡易広告物撤去活動員制度を活用した違反簡易広告物の撤去の実地 ・放置自転車等啓発指導員制度を活用した多機能照明柱周辺の違法駐輪抑制への取り組み(駐輪場案内等)
2	オープンカフェ(食事施設)	<ul style="list-style-type: none"> ■路線名:大阪駅北1号線(都市計画道路) 「賑わい軸」歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-5の区間および2-1の区間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事施設周辺の日常清掃 ・歩道部にゴミ等が落とされた場合の清掃 ・放置自転車等啓発指導員制度を活用した食事施設利用者による違法駐輪抑制への取り組み(駐輪場案内等) ・多数の来客が集中する場合は、管理・保全のために夜間巡回警備を実施
	自動車案内誘導サイン	<ul style="list-style-type: none"> ■路線名:大阪駅北1号線(都市計画道路) 「賑わい軸」歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-5の区間および2-1の区間) ■路線名:区画道路5号線(区画道路) 歩道部 (北区大深町地内仮換地番号2-1~4の区間) 	
	多機能照明柱 ※歩道照明(道路施設)、広告板・パナール広告(特例道路占用施設)、スピーカー及び防犯カメラ(通常の道路占用施設)の一体的な施設として設置	<ul style="list-style-type: none"> ■路線名:大阪駅北1号線(都市計画道路) 「賑わい軸」歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-5の区間および2-1の区間) ■路線名:大阪駅北2号線(都市計画道路) 「シンボル軸」歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-1~1-5の区間) 	
	防犯カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ■路線名:大阪駅北2号線(都市計画道路) 「シンボル軸」歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-1~1-5の区間および2-1~4の区間) ■路線名:区画道路2号線(区画道路) 歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-1の区間) ■路線名:区画道路3号線(区画道路) 歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-1~1-5の区間) ■路線名:区画道路5号線(区画道路) 歩道部 (北区大深町地内仮換地番号2-1~4の区間) 	
	屋外ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> ■路線名:大阪駅北2号線(都市計画道路) 「シンボル軸」歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-1~1-5の区間) 	
	アップライト	<ul style="list-style-type: none"> ■路線名:大阪駅北1号線(都市計画道路) 「賑わい軸」歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-5の区間および2-1の区間) ■路線名:大阪駅北2号線(都市計画道路) 「シンボル軸」歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-1~1-5の区間) 	
	非常用電源コンセント	<ul style="list-style-type: none"> ■路線名:大阪駅北1号線(都市計画道路) 「賑わい軸」歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-5の区間および2-1の区間) ■路線名:大阪駅北2号線(都市計画道路) 「シンボル軸」歩道部 (北区大深町地内仮換地番号1-1~1-5の区間) 	

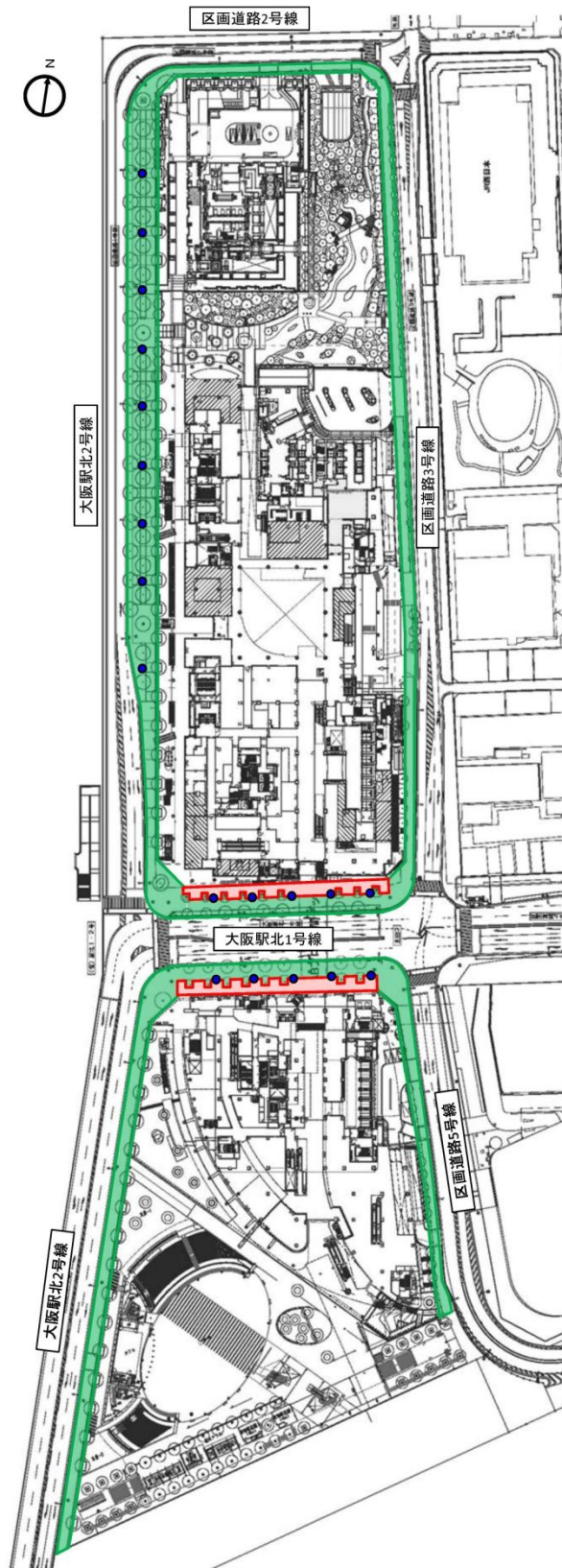
【参考】通常の道路施設・道路占用許可対象施設

制度別詳細1-1-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

道路占用許可特例対象施設



道路占用許可の特例を活用し、
にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域

凡例 (道路占用許可特例の対象となる施設)

1. 広告板・パネル広告 (多機能照明柱の一部)
2. オープンカフェ (食事施設)

制度別詳細 1-2-①(道路占用に関する事項)

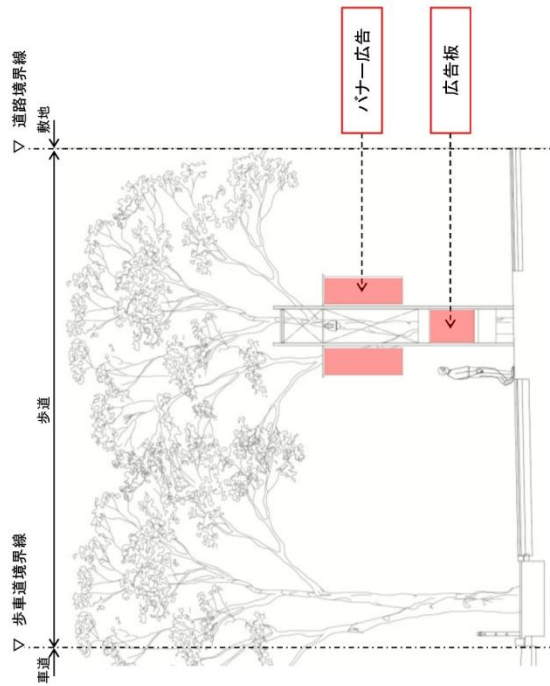
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

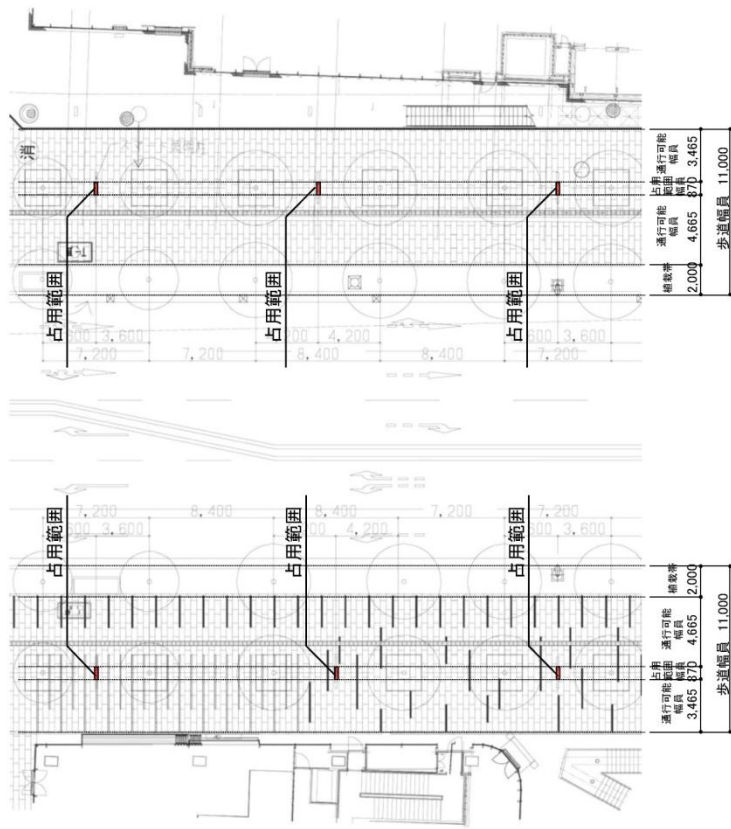
1. 広告板・バナー広告(賑わい軸)

大阪駅北1号線「賑わい軸」歩道部(北区大深町地内仮換地番号1-5の区間およびU-1の区間):10ヶ所
 ※占用範囲1ヶ所につき広告板2面、バナー広告2面(表裏)を設置

■施設等のイメージ



■配置計画図



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細 1-2-② (道路占有に関する事項)

制度別詳細【道路占有許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

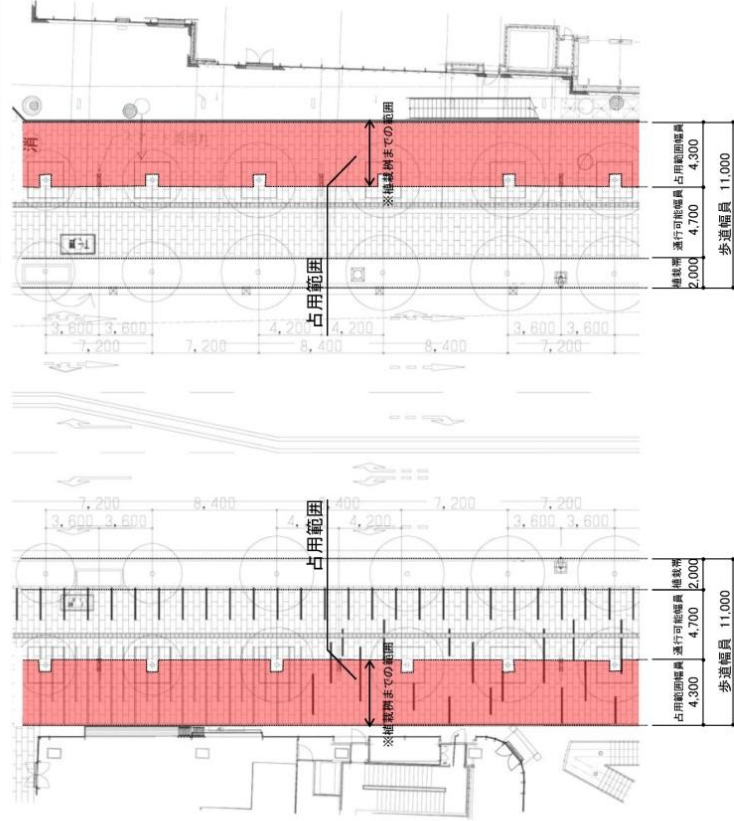
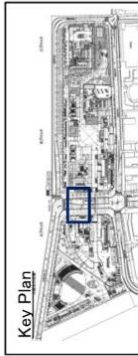
2. オープンカフェ (食事施設)

大阪駅北1号線「賑わい軸」歩道部(北区大深町地内仮換地番号1-5の区間および2-1の区間):2ヶ所

■ 施設等のイメージ



■ 配置計画図



凡例 道路占有許可の特例を活用する予定の区域

また、平成 24 年 11 月 30 日、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 62 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の区域を特例道路占用区域として指定した旨が公示された（大阪市告示第 1432 号）。

指定の区域		道路占用許可を受け ることができる施設 等の種類
路線名	区間	
工業学校表通線	北区大深町 1 番の 9 地から 同区 同 1 番の 10 地までの区間 及び同区 同 1 番の 15 地から 同区 同 1 番の 31 地までの区間	広告板・バナー広告 オープンカフェ (食事施設)
	九条梅田線	北区大深町 1 番の 30 地から 同区 同 1 番の 10 地までの区間

図表 特例道路占用区域



出所) 大阪市公報・第 5602 号 (平成 24 年 11 月 30 日発行)

②都市再生整備推進法人

地区内の開発事業者共同で、エリアマネジメント組織「一般社団法人グランフロント大阪 TMO」が平成 24 年 5 月に設立された。エリアマネジメントとしては、「交通マネジメント」と「公共空間マネジメント」の実施が想定されている。

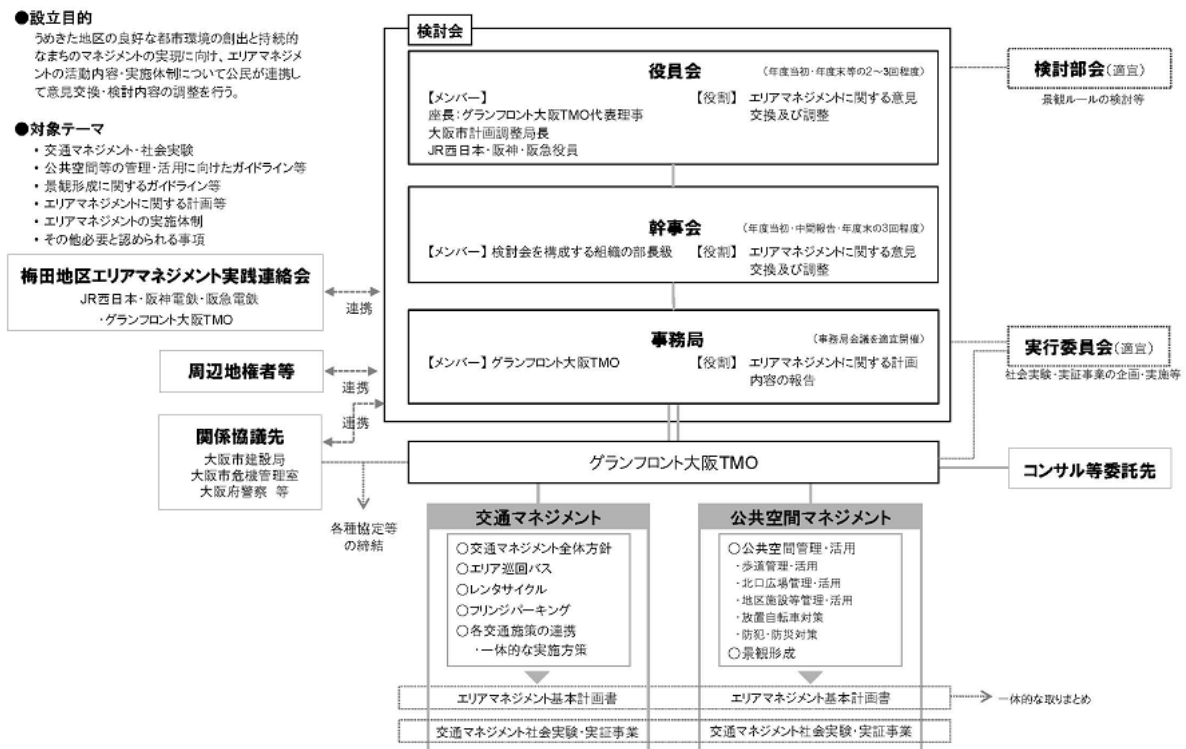
都市再生整備推進法人指定に向けた検討が期待される。

i) 取組の実施体制

平成 21 年 9 月に、先行開発区域の開発事業者により「TMO 設立準備委員会」が設立され、平成 24 年 5 月、エリアマネジメント組織「一般社団法人グランフロント大阪 TMO」(以下、「TMO」とする)が設立された。

TMO 設立後は、公共空間を含む都市空間を、同法人が将来にわたって一体的な維持管理を行い、良好な都市環境を形成することが目指されている。また、まちのにぎわい創出のため、TMO がこれら都市空間を活用し、その収益を都市空間の管理費の一部に還元することが期待されている。道路占用許可特例を活用する場合、この TMO が占用主体となる予定である。

参考図表 うめきた地区エリアマネジメント検討会推進体制



出所) 一般社団法人グランフロント大阪 TMO 提供資料

(3) 神戸市『道路占用の特例許可（食事施設・購買施設、道路地下空間）』

■「都市再生整備推進法人指定の可能性」

ハーバーランドにおいては、市の外郭団体であり、まちづくりの担い手である神戸ハーバーランド(株)が都市再生整備推進法人の指定の条件を充たしている。今後、官民連携まちづくりの中で都市再生整備推進法人としての役割を活用できる事業があれば指定に向けた手続きを進める。

■「道路占用許可特例の活用可能性」

「デュオこうべ」地下街内における国道2号下部分は、2本の地下通路で構成されており、これまでは、道路法の規定に基づき、収益性の無い公共施設（社会福祉協議会のふれあい工房、ギャラリー・案内所等）のほか、ATM・自動販売機等程度しか設置できなかった。今後は、当該箇所に道路占用許可特例を活用し、にぎわいを生む施設（食事・購買施設等）を設置することが考えられる。

1) まちづくりに関する取組の概要

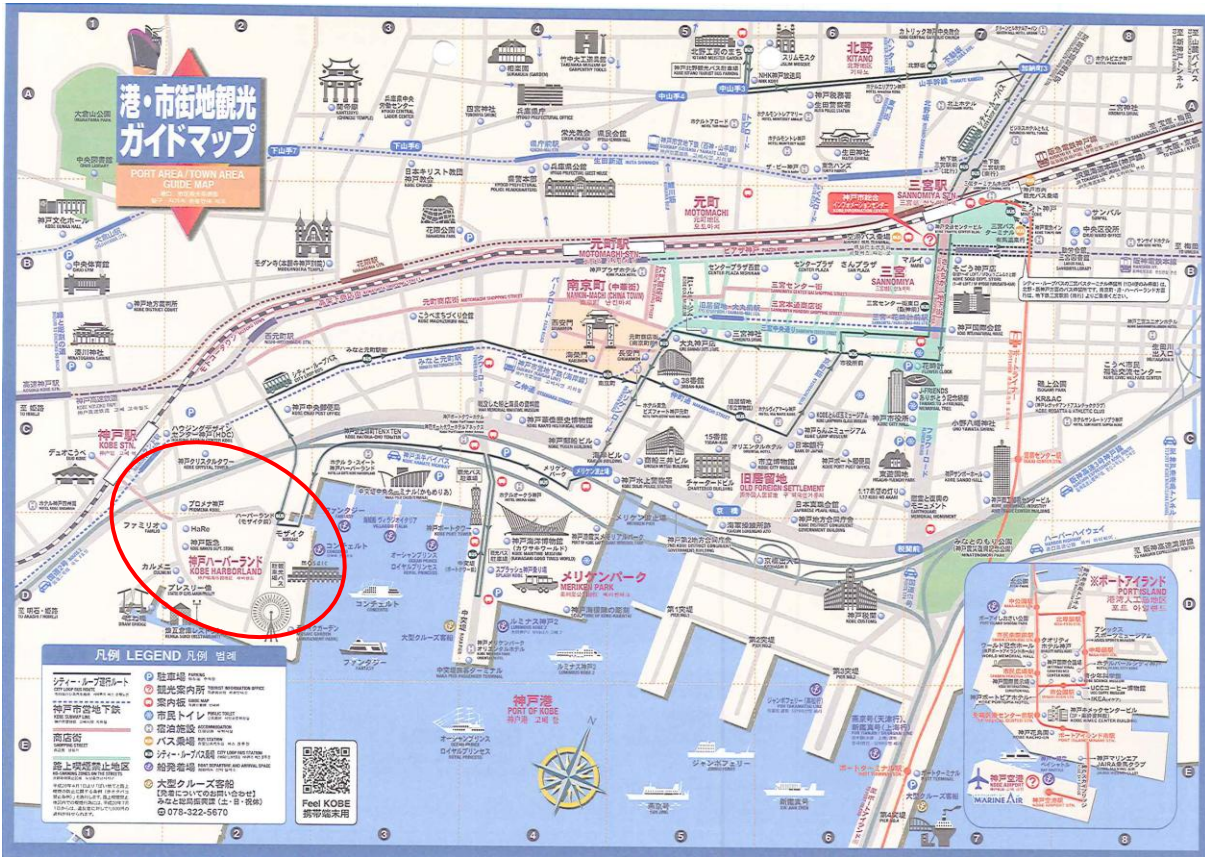
神戸ハーバーランドは、平成4年に貨物駅や工場跡地の再開発により誕生した新興市街地である。

近隣にJR神戸駅があるが、駅とハーバーランドの間を国道2号線（浜手バイパス）及び阪神高速3号神戸線が分断する形になっており、駅からハーバーランドに向かう場合、歩行者は地下街の「デュオこうべ」を通過して往来する形になっている。そして、ハーバーランド内は、建物間にデッキが張り巡らされ、地上ではなく建物の中をめぐりながら移動するのが主要な動線となっている。

ハーバーランドでは、開業後、商業施設の撤退・入れ替えが相次ぎ、エリアの再活性化が大きな課題となっている。また、ハーバーランドの玄関口であるデュオこうべも、国道下にあたるエリアでは、道路占用許可の制約から収益性のある事業を実施できないため、店舗部分に比べてにぎわいに欠ける面があった。

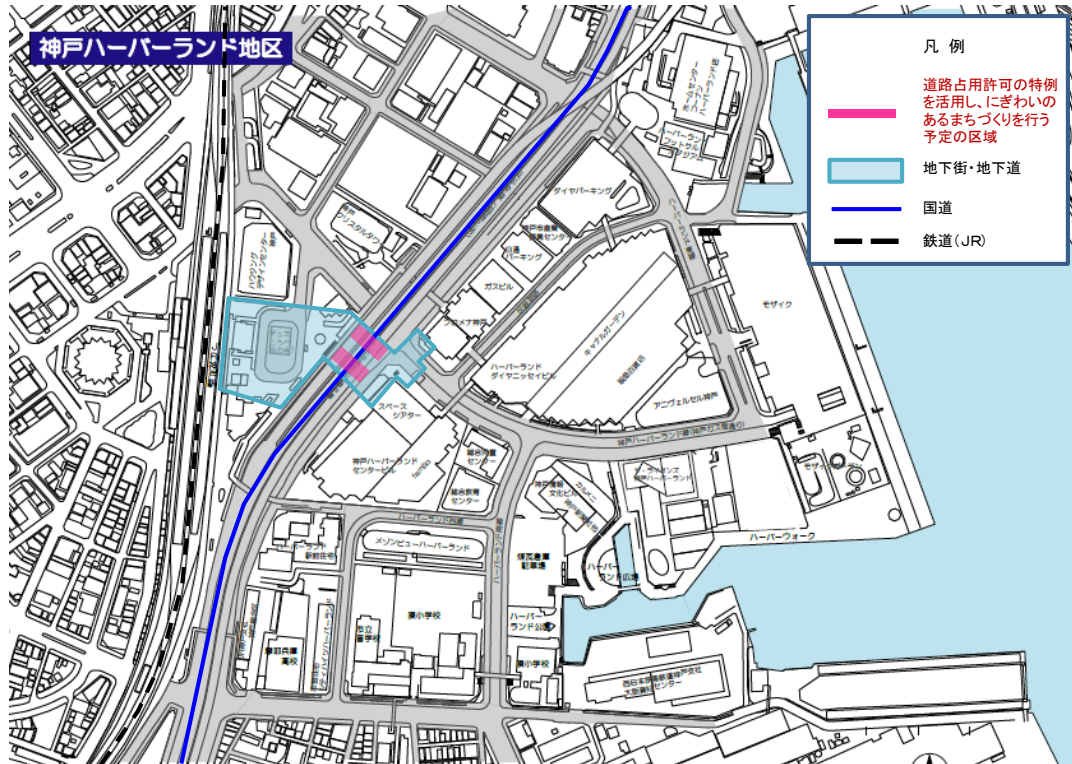
今回、道路占用許可特例の制度化に伴い、道路空間の収益施設（食事施設・購買施設等）による占用が認められるようになったことから、デュオこうべの国道下部分ににぎわいをうむ施設を立地させ、連続したにぎわいを創出することにより、ハーバーランドのエリア全体の活性化につなげていくことが期待されている。

図表 神戸ハーバーランドの位置



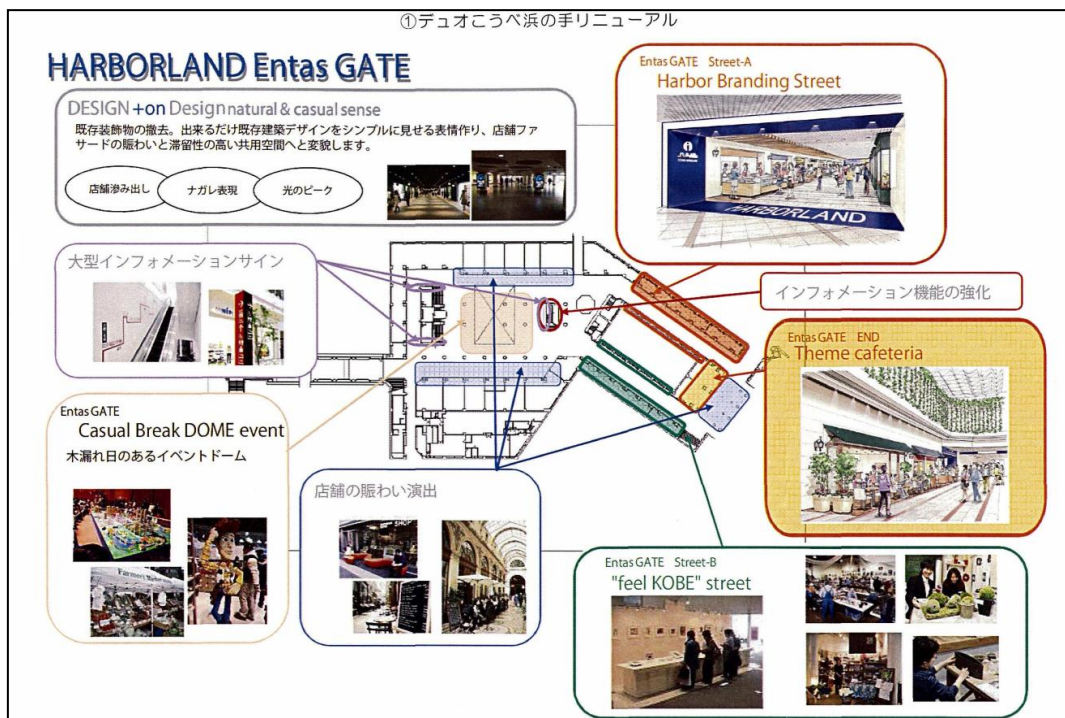
出所) 神戸市資料

図表 ハーバーランドの玄関口としてのデュオこうべ地下街



出所) 神戸市資料

図表 デュオこうべの整備イメージ



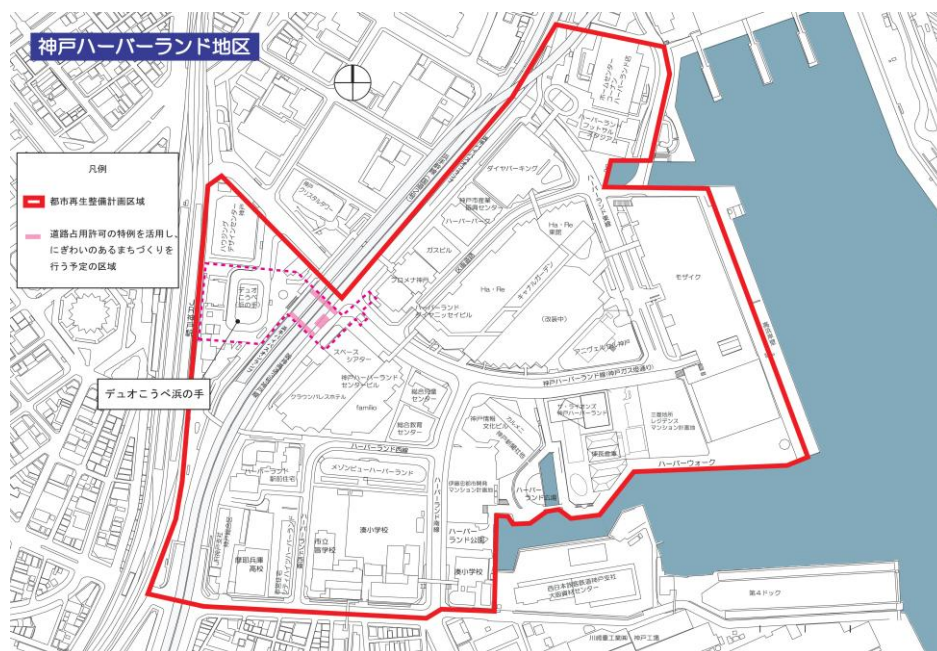
出所) 第 54 回ハーバーランド運営協議会資料 (平成 24 年 12 月 25 日)

2) 制度活用に向けた検討の状況

①都市再生整備計画の策定

神戸市では、ハーバーランド次期 5 カ年都市再生整備計画 (平成 25 年度～29 年度) の策定を進めている。

図表 都市再生整備計画 (神戸ハーバーランド地区) 位置図(案)



出所) 神戸市資料

次期都市再生整備計画の策定に向けては、下記のスケジュールが設定されている。

平成 24 年 4 月～ 平成 25 年 1 月	地元協議及び「都市再生整備計画（H25～29）」（案） とりまとめ
同 2 月～同 3 月	都市再生整備計画（案）国交省と協議
同 4 月	都市再生整備計画スタート

②都市再生整備推進法人

ハーバーランドにおいては、市の外郭団体であり、まちづくりの担い手である神戸ハーバーランド(株)が都市再生整備推進法人の指定の条件を充たしている。今後、官民連携まちづくりの中で都市再生整備推進法人としての役割を活用できる事業があれば指定に向けた手続きを進める。

③道路占用の特例許可の活用

「デュオこうべ」地下街内における国道 2 号下部分は、2 本の地下通路で構成されており、これまで、道路法の規定に基づき、収益性の無い公共施設（社会福祉協議会のふれあい工房、ギャラリー・情報コーナー等）のほか、生活利便施設としての ATM・自動販売機等程度しか設置できなかった。今後は、当該箇所に道路占用許可特例を活用し、にぎわいを生む施設（食事・購買施設等）を設置することが考えられる。なお、これまでは占用料は徴収されていなかったが、収益事業を実施する場合、占用料の支払いが必要となる。

地下通路部分は歩行者の通行量が多い(1 日 2.5 万人程度)ため、集客が見込める一方、店舗区画の奥行きが浅いため、店舗の誘致にあたっては、店舗前の通路のにじみ出し効果を活用することで通行客の取り込みと賑わいの創出を検討している。また、2 本の地下通路のうち、動線の関係から、交通量が東側の通路に偏る傾向があり、店舗等を立地させる場合、西側通路への人流の誘導が課題となる。

なお、案内所（インフォメーション）は通路部分から広場部分に移設され、東側通路の突き当たり部分に大型ディスプレイが設置されている。



出所) 神戸市資料

デュオこうべの所有者は神戸市で、市の外郭組織である神戸地下街(株)が運営管理している。国道下部分については、神戸市が1次占有者、神戸地下街(株)が2次占有者となる。当該部分の活用については、神戸地下街(株)を含むハーバーランド内地権者から要望があったものである。

デュオこうべを含めたハーバーランドの再整備については、ハーバーランド運営協議会の事務局である神戸ハーバーランド(株)と神戸市が中心となって協議を行い、神戸ハーバーランド地区次期5ヵ年再生整備計画の原案を策定した。

その原案をもとに、ハーバーランド運営協議会に設けられた検討部会の協議を経て、平成24年12月25日のハーバーランド運営協議会において、次期5ヵ年の整備内容が承認された。

これを受けて、神戸市では、都市再生整備計画(神戸ハーバーランド地区)を策定し、国交省との協議に入る予定である。

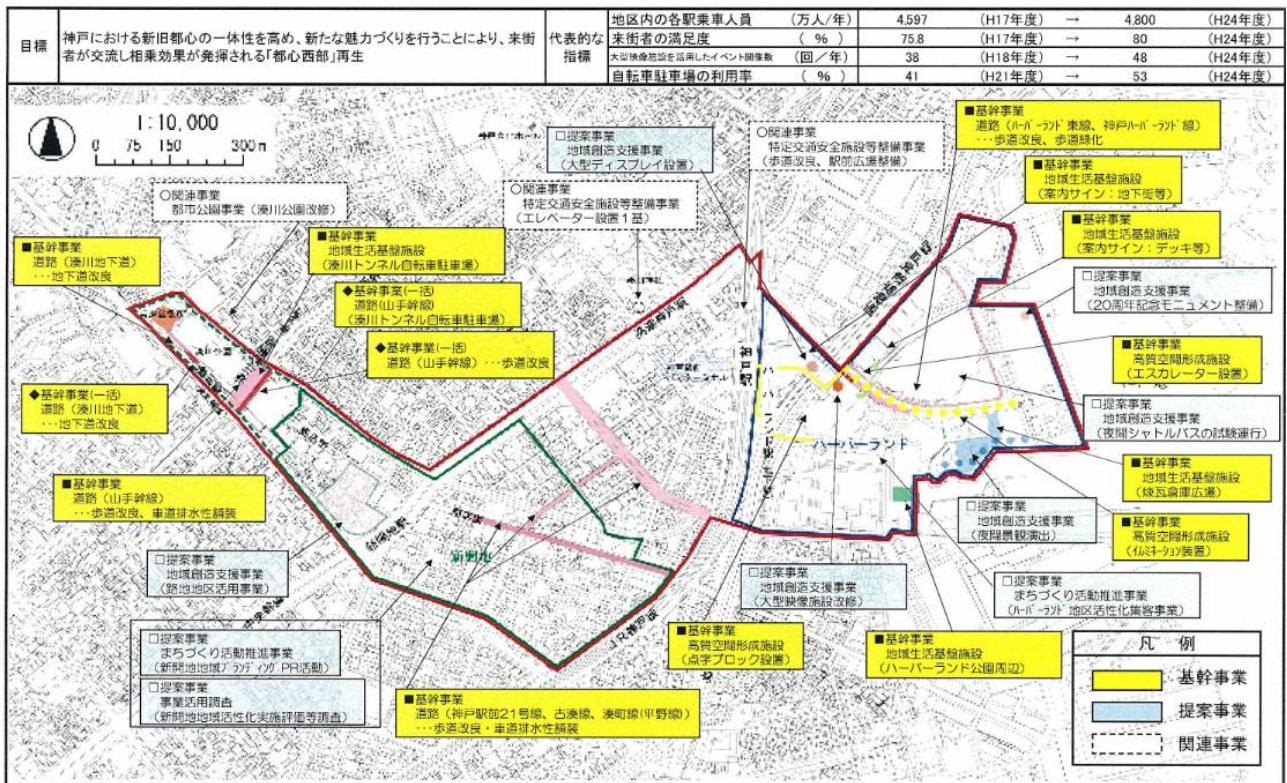
図表 ハーバーランド運営協議会の概要

目的	神戸ハーバーランド地区を魅力ある街とし地区の健全な発展を図るため、地区共通の事項を協議し運営することを目的とする。
会員	地区内で活動する民間事業者、公共施設運営者を会員として組織運営にあたる。
会員数	会員：43社・団体　特別会員：2団体
設立	平成3年10月8日

3) まとめ

神戸ハーバーランド地区は、平成25年度からの都市再生整備計画を、地区の民間企業などが中心となったハーバーランド運営協議会における議論を踏まえてとりまとめられており、平成25年4月頃には、公表される予定である。

図表 現行の都市再生整備計画（神戸都心西部地区：平成 20～24 年度）の整備方針概要図



出所) 神戸市ホームページ

(4) 北九州市『道路占用特例許可(駐輪施設)の活用』

■「道路占用特例許可の活用可能性」

既存のサイクルステーションに加え、新たに15箇所の新設を予定している。そのうち9箇所は道路上であり、市(都市交通政策課)が都市再生特別措置法の特例により、道路占用することを考えている。

1) まちづくりに関する取組の概要

①北九州市中心市街地の現況

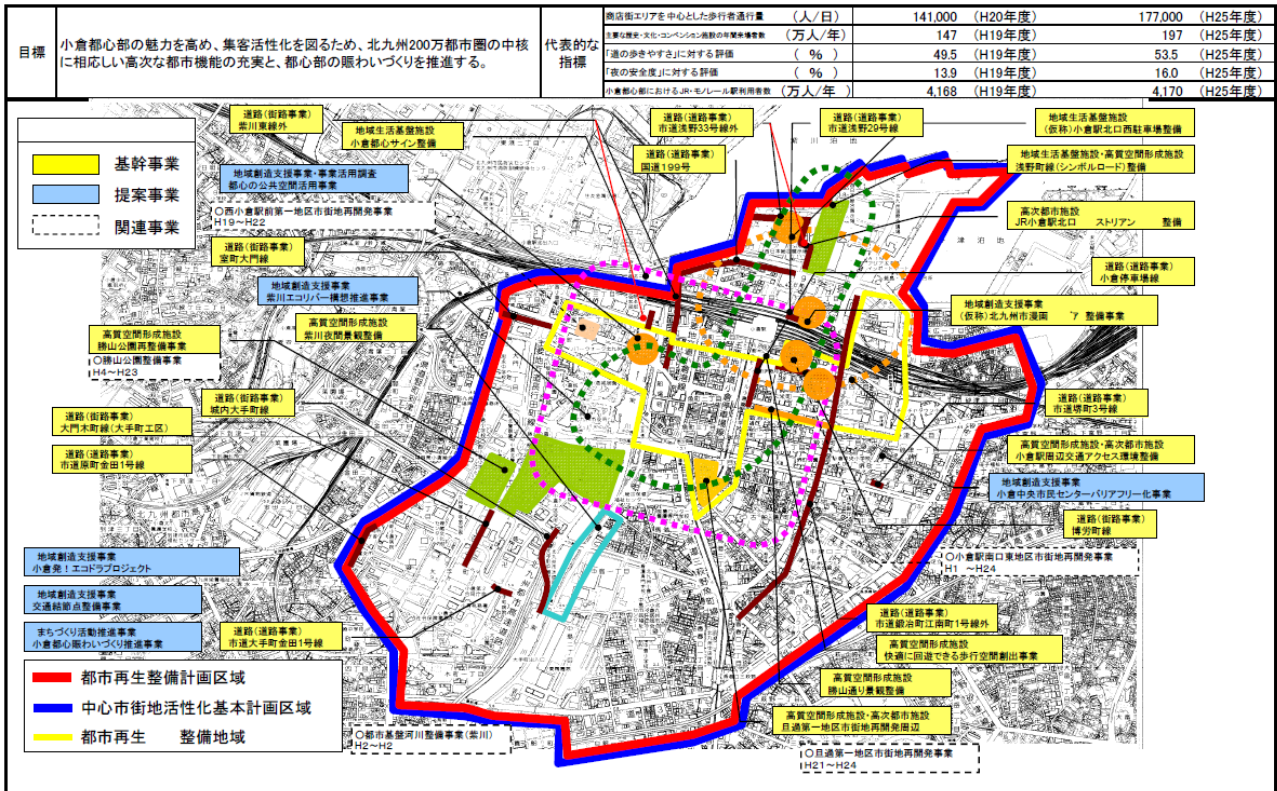
北九州市の中心はJR小倉駅を中心とするエリアであり、北九州市周辺を含む200万都市圏の中核として、商業、業務・サービス、公共公益機能など、各種高次都市機能が集積している。

小倉駅は九州の玄関口として、多様な交通モードが結節しており、駅南北の再開発や駅の改築、駅前広場、ペDESTリアンデッキの整備などによって、交通結節機能と一体的な商業施設が立地している。また、駅北口には、コンベンション・ビジネス機能が集積している。

中心市街地を南北に流れる紫川の河畔一体には大型商業施設や集客施設が立地し、北九州を代表する賑わいエリアになっている一方、紫川マイタウンマイリバー整備事業として親水アメニティ空間が整備され、勝山公園と一体となった魅力的なオープンスペースとなり、多くの市民に、憩いの場として活用されている。紫川周辺は、北九州市を代表する景観へと変貌しており、今後も質の高い都市環境を形成していくことが求められている。

北九州市の中心部は、中心市街地活性化基本計画及び都市再生整備計画の対象エリアとなっており、賑わい創出に向けた各種取り組みがなされているところである。

図表 現行の都市再生整備計画（小倉都心地区：平成21～25年度）の整備方針概要図



出所）北九州市都市再生整備計画

2) 制度活用に向けた検討の状況

①コミュニティサイクルの取組みの現状について

i) 経緯等

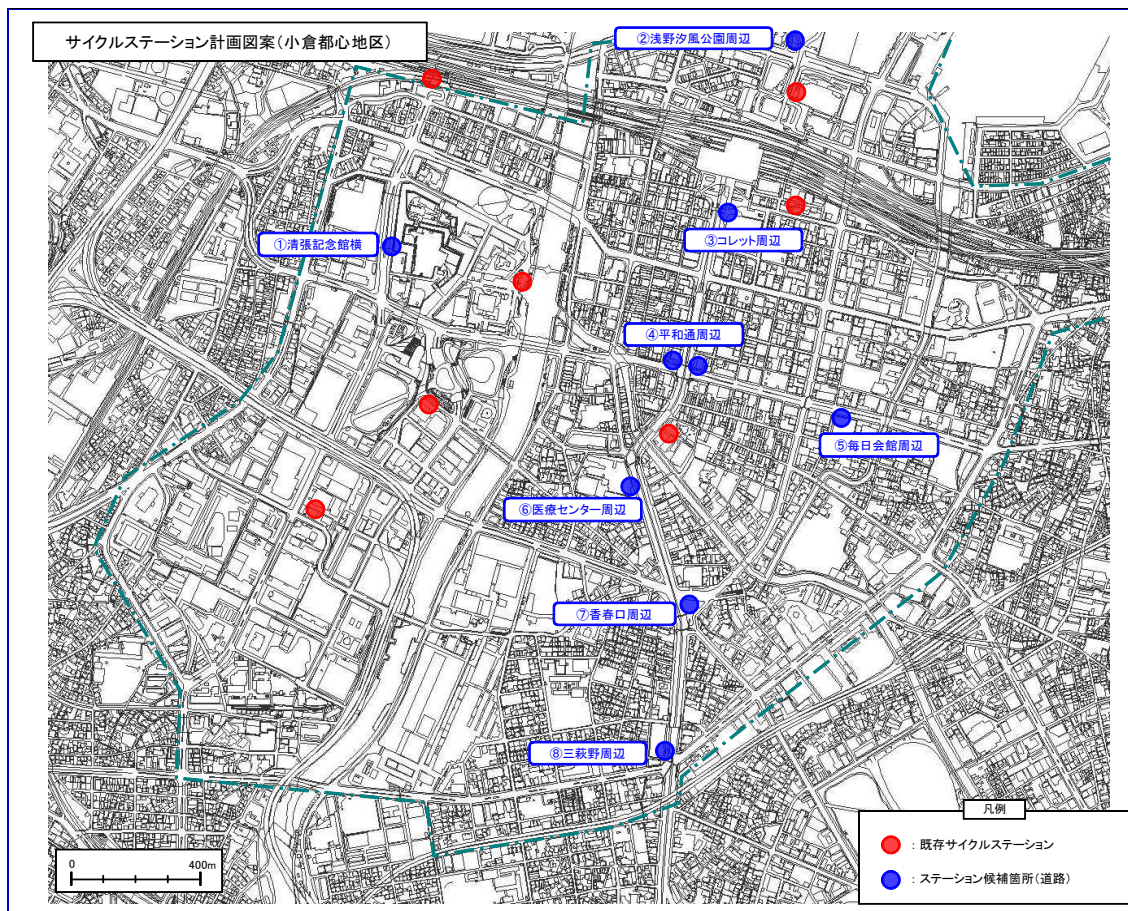
- ・平成22年3月のコミュニティサイクル導入から約2年半が経過した。
- ・環境省の補助金を活用し、北九州市がNPOに対してサイクルステーションや電動アシスト自転車導入等の整備費を補助することからはじまった。
- ・小倉都心地区と八幡東田地区の2地区で実施されている。ステーションは小倉都心地区で7箇所、八幡東田地区で3箇所である。
- ・サイクルステーションは、市・区役所や民有地等の敷地内に設置しており、道路の占有は行っていない。
- ・設置、運営はNPOであり、設置場所の占有主体もNPOである。

ii) 利用者意向等

- ・現在のサイクルステーションは、交通結節点となる鉄道駅の周辺、公共施設である市・区役所等の周辺に設置されているが、利用者からステーションの場所や数について改善を求める声が多い。
- ・利用者からは、商業施設や鉄道・モノレール駅周辺など利便性の高い場所に設置することが望まれている。
- ・そのため、道路を活用することが有効と考えられる場所については、道路占有許可の特例によ

りサイクルステーションを設置する予定である。

図表 路上のサイクルステーション計画図(案)



出所) 北九州市資料

②特例道路占用区域の活用について

i) 背景状況

- ・コミュニティサイクルの拡大を求められており、今年度、新規に15箇所の整備の予算(1億2,650万円)が計上されている。新規の設置場所は、多くの利用が見込まれる小倉都心地区を対象にしている。
- ・北九州市としては短期集中的に利用環境を向上させ利用促進を図りたいと考えており、新規の整備は市が行うことを考えている。これをNP0に運営委託等することになる。
- ・新規のサイクルステーション15箇所のうち、道路上は9箇所を検討している。道路上については、道路附属物または道路占用許可の特例によらない道路占用物として実施することも検討したが、現行の道路法等では設置が困難である。
- ・そのため、北九州市が道路占用許可の特例により(※)、道路占用を行う方向で調整を進めている。

※道路法第三十二条第一項第七号「前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの」、道路法施行令第七条第十号「道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、原動機付自転車(側車付きのものを除く。))又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自

動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第六号に掲げる施設に設けるものを除く。)]

- ・今年度末までに整備を完了させるためには、次のようなスケジュールをとらなければならない。
(当初の想定)

○8月中旬～都市再生整備計画への記載等

- ・道路管理者、都道府県公安委員会への協議・同意(都市再生特別措置法第四十六条第十一项)
- ・都市再生整備計画の変更

○10月～特例道路占用区域の指定

- ・市町村への意見の聴取及び所轄警察署長との協議(都市再生特別措置法第六十二条第二項)
- ・特例道路占用区域の公示

○12月～サイクルステーションの設置工事

- ・まずは小倉都心地区を対象に設置をはじめたい。

ii) 課題

- ・都市再生特別措置法第四十六条第十一项の道路管理者、都道府県公安委員会への協議・同意は、同意書等の書面が必要か。
- ・また、都道府県公安委員会に直接協議するのか、所轄警察署経由でよいのか。
- ・都市再生整備計画の変更は随時受け付けと聞いているが、道路管理者、都道府県公安委員会の同意が取れば、変更を認められるのか。
- ・中活の計画と連動させているため、中活の変更の1か月前には都市再生整備計画を変更したい。

※現行の都市再生整備計画は、平成25年度まで。

※今後、交付金を活用しない都市再生整備計画の場合は、市が計画を作成し公示すれば済むとも聞いている。

■20120810 国土交通省都市局官民連携推進室

⇒法第四十六条第十一项の道路管理者、都道府県公安委員会への協議・同意で書面が必要か否かは各市町村の判断で結構です。都市再生特別措置法上、規定は無い。

⇒都道府県公安委員会への協議方法は、市町村の判断で行って下さい。

⇒国土交通省都市局官民連携室に相談頂きたい。

※「都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き「官民連携まちづくりの進め方」について」
(平成24年1月18日 事務連絡) 参照

- ・貴管内の自治体等に対し、本手引きを周知いたくとともに、道路占用特例等の官民連携まちづくりの取組みのみ(交付金を含まない都市再生整備計画)で都市再生整備計画を策定した場合、各地方整備局整備政部を通じ、本省市街地整備課及びまちづくり推進課へ同整備計画を提出いただきますようお願いいたします。

(5) 福岡市『道路占用の特例を活用した屋台の位置づけ』

■「道路占用許可特例の活用可能性」

現営業者一代限りの営業を認めている屋台に関して、まちのにぎわい創出や観光資源として活用する観点から、道路占用許可特例を活用する可能性が考えられる。

1) まちづくりに関する取組の概要

①まちづくりの経緯・現況

福岡都心地区は、天神および博多駅周辺をそれぞれ核とし、卸・小売業、金融機能や行政機能をはじめとした都市機能の集積により、九州の中核としての役割を果たしている。また博多部には多くの寺社や仏閣があり、歴史的建造物や古くからの街並みが多く残っている。福岡市新・基本計画では、当該地区を、多核連携型都市を目指す上で主要な拠点「都心部」と位置付けられている。

天神周辺では、平成16年5月に地元民間企業やグループが「天神・渡辺通りまちづくり研究会」が組織され、天神・渡辺通地区のまちづくりが検討された。同年11月から住民・事業者・行政等で組織された「天神社会実験実行委員会」が「天神社会実験(Tenjin Picnic)」を実施した。その後社会実験等の実施を経て、平成18年4月には、地区のエリアマネジメントを実施するため、「We Love 天神協議会」が設立された。

2) 制度活用に向けた検討の状況

①屋台の現状について

i) 経緯等

- ・平成24年4月1日現在155軒。食品衛生法の許可を受けている。戦後、引揚者等がはじめたものであり、昭和30年代には400軒以上が営業していた。
- ・許可が現営業者一代限りの営業を原則とし、減少傾向にある。道路法の占用許可は、第三十二条第一項第六号「露店、商品置場その他これらに類する施設」として許可している。
- ・道路、公園、民地で営業しており、その内訳は、道路135、公園17、民地3、計155である。なお、道路は市道と国道で占用許可しており、市道122、国道13である。(国道13のうち3軒が市道に、市道122のうち5軒が民地にまたがっている。)
- ・上下水道が未整備であるため、衛生上の課題も指摘される場所。食品衛生法の関係規定は、福岡県条例により緩和している。
- ・かつては、警察の道路使用許可のみだった経緯がある。近年は、道路法及び道路交通法に基づく、占用許可及び使用許可によるが、新規に認めているものはない。

ii) 福岡市(現局)の認識

- ・現営業者一代限りの営業を原則としているため、漸減しており、この傾向が続くのではないかと考える。
- ・福岡市では、平成23年9月に有識者会議「屋台との共生のあり方研究会」を設置し、平成24年4月の提言を受け、市長を本部長とする屋台共生推進本部を設置した。

- ・まちのにぎわい創出や観光資源としての活用を図るためには、その前提として、屋台営業の適正化を図り、地域住民の理解を得るとともに、衛生面の向上などの課題がある。

○参考 屋台との共生のあり方研究会 提言概要

屋台の課題	屋台の効用
① 市民・地域住民の評価（課題面）	① 市民，観光客の評価（効用面）
② 地域住民や周辺店舗の理解が得られていない	② 観光資源としての経済効果
③ 未完了の施策がある	③ にぎわいや人々の交流の場の創出

方向性	将来像
屋台営業者や行政に対する不信感の払拭	市民，地域住民，観光客に理解され愛される屋台
観光資源としての屋台の活用	観光資源として福岡市をPRすることができる屋台
公共空間における「都市の装置」としての自覚と責任	「都市の装置」としての役割を果たし、まちの魅力を高める屋台
福岡のまちと屋台の共生	福岡のまちと共生する持続可能な屋台

※屋台との共生のあり方研究会 提言概要から作成

②制度活用の課題

i) 食事施設等の占用許可基準について

- ・国道利第20号（平成23年10月20日）国土交通省道路局路政課長「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」において示される食事施設等の占用許可基準のうち、「5. 占用主体」については、下記のように示されている。

○国道利第20号（平成23年10月20日）抜粋

食事施設等の占用主体は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、二次占用等施設については、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- (3) 食事施設等の占用につき地方公共団体から支援を受けている者（地方公共団体の作成した、支援理由及び支援内容並びに当該食事施設等の占用の許可に関する意見を記載した書面を占用許可申請書に付している場合に限る。）

福岡市から、以下のような質疑が行われた。

- ・屋台は個人営業であり、上記基準に該当するのか。
- ・屋台営業者による組合もあるが、これが占用主体として認められるのか。

■20120810 国土交通省都市局官民連携室に確認

- ・国道利第22号（平成23年10月20日）別紙2、第二において、国道利第20号（平成23年10月20日）別紙1中2（1）、5及び7（3）の規定については適用しないこととされている。これにより、必ずしも地方公共団体や協議会等が主催若しくは支援している団体である必要は無い。→民間事業者でも可能との見解。

ii) 占用料について

- ・現在、屋台の道路占用許可は、道路法第三十二条第一項第六号「露店、商品置場その他これらに類する施設」として許可しているところであり、この占用料は、市道の場合、占用面積 1 m²につき 1 月 700 円である（福岡市道路占用料徴収条例）。屋台の規格は、3m×2.5m=7.5 m²（8 m²に切り上げ）であり、1 月当たり 5,600 円である。

※国道での占用料は 1 月当たり 13,500 円（平成 24 年度）である。

- ・特例道路占用区域を指定し、道路法第三十二条第一項第七号「前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの」、道路法施行令第七条第六号「食事施設、購買施設その他これらに類する施設」とした場合、近傍類似の土地の価格に連動するため占用料が上昇する可能性がある。

※条例に基づき試算すると 1 月当たり約 50 千円になる。

- ・新制度に基づく占用料を徴収することが可能であるかが課題。
- ・また、占用料の減免には合理的な説明が必要である。

iii) 衛生面の環境整備について

- ・上下水道、トイレの整備も課題である。
- ・都市再生整備計画事業で、上下水道、トイレを整備することは可能だろうか。

⇒トイレについては可能。上下水道の引き込みについては、可能ではあるが、別に市で屋台の考え方を位置づけておく必要がある。

③モデルスタディ

- ・関係者へのヒアリングを行い、モデルスタディ(今後の検討の参考資料)として、都市再生整備計画に道路占用の許可特例を活用し、屋台を位置づけるプランを策定した。

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

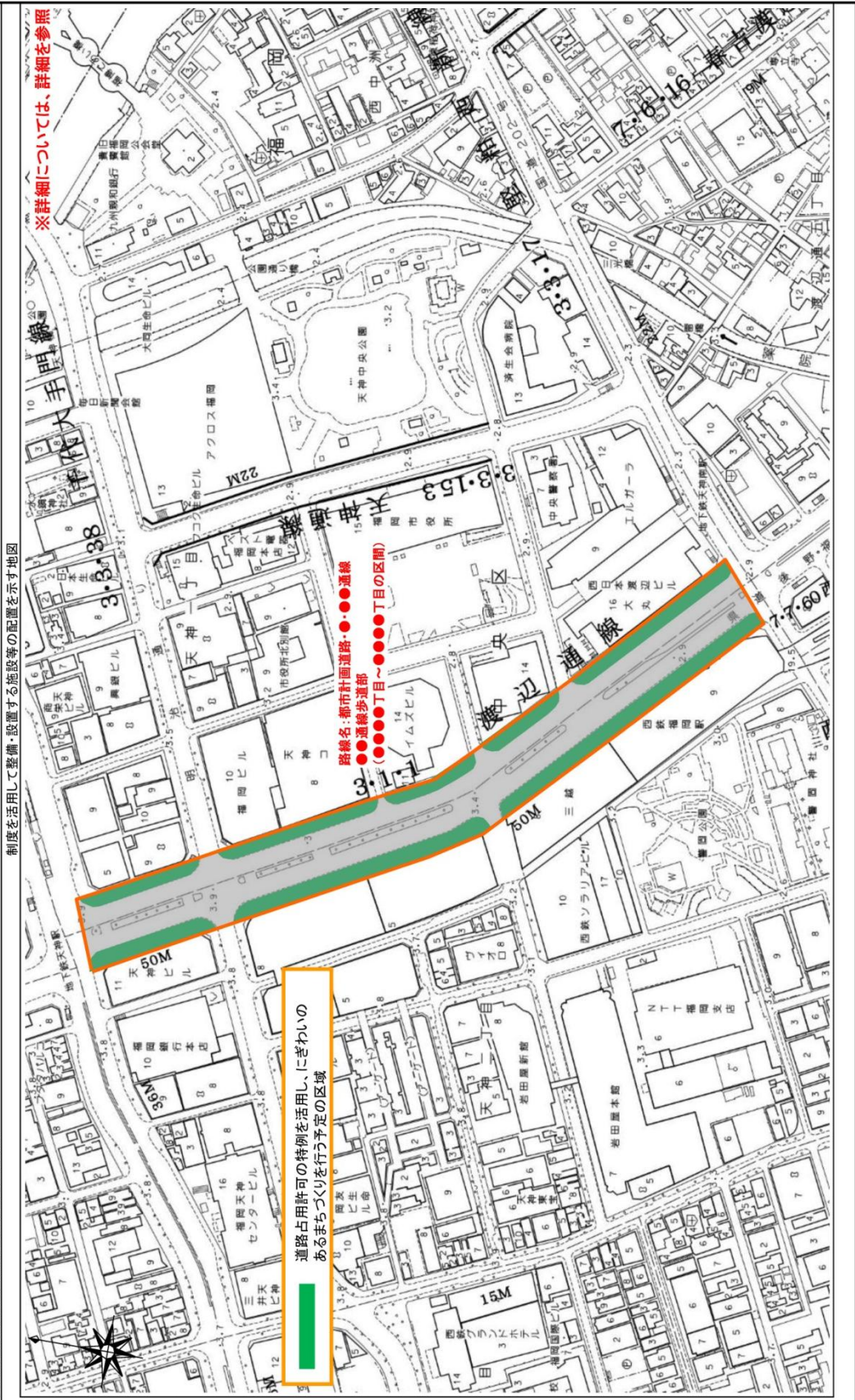
事業番号	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度		
					道路占用許可 特別措置法 46条(10項)	都市再生 特別措置法 46条(12項)	都市再生整備 協定(都市再 生特別措置法 46条(13項))
1	●食事施設等の設置・管理 食事施設等を設置して、適切に維持管理することにより、まちのにぎわいを創出し、環境・衛生面の向上を図る。	食事施設等により街のにぎわいを創出するとともに、環境・衛生面の向上を図る。	H●●●～H●●●●		○		
2							
3							
4							

制度別詳細1(道路占用に関する事項) 都市再生特別措置法46条10項

道路	制度の活用計画		道路交通環境の維持及び向上を図るための措置
	占用対象施設	占用の場所	
1	●食事施設等の設置・管理 <該当施設、食事施設> ●市屋台指導要綱(平成●●年●●月●●日告示第●●号) ●の規定に基づく屋台	路線名:都市計画道路●●●●通線 ●●●●通線砂運部 (●●●●●丁目～●●●●●丁目の区間)	●食事施設及び周辺(施設を設置しない歩道部、利用するトイレを含む)の清掃、美化活動を実施する。 ●歩行者交通混雑が生じないよう客の誘導、整列を行う。
2			
3			
4			

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

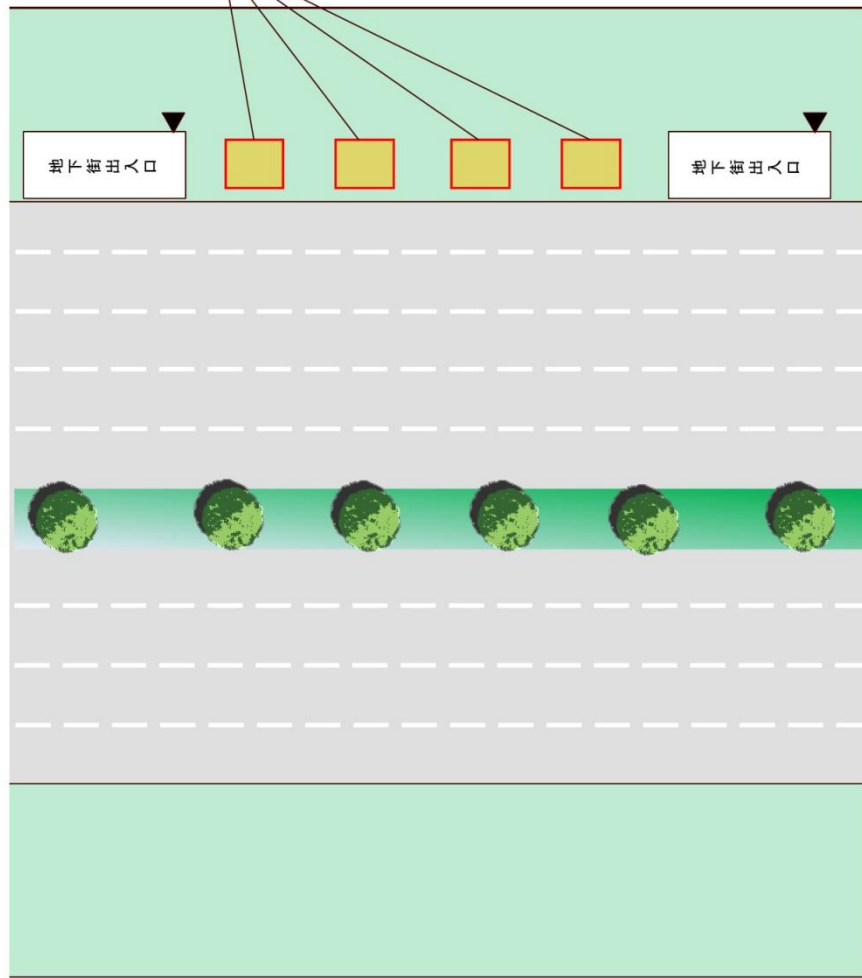
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】



制度別詳細1-2(道路占用に関する事項):食事施設

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

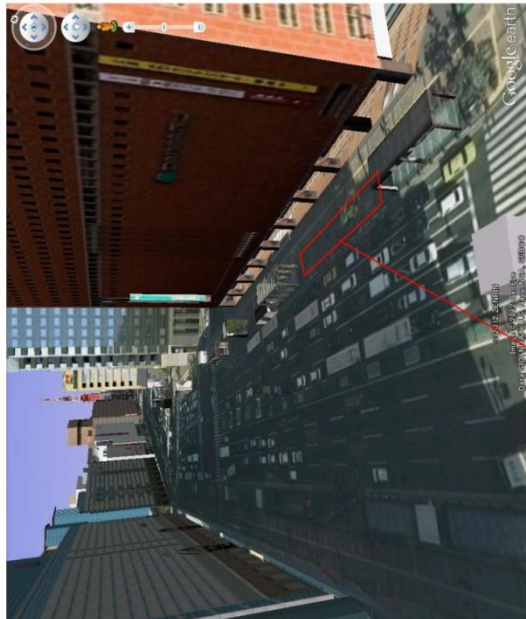
制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



< 凡 例 >

- 道路占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域
- 施設等設置範囲

施設等設置範囲(3.0m×2.5m)
 ※●●●市種台指導要綱(中修●●●年●●●月●●●日告示第●●●号)の規定に基づく厩台
 歩道上であって、地下街出入口建物の間の空間を活用する。ただし、バス停その他これに類する施設が設置されている場合はこれに含まない。



※具体的には、このような空間

道路幅員: 50.0m
 歩道幅員: 10.0m